



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 39 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

担い手法人育成対策利子補給金交付要綱の一部改正

(農業経営課)

告

示

島根県告示第282号

担い手法人育成対策利子補給金交付要綱(平成18年島根県告示第392号)の一部を次のように改正する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 1 条中「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農業法人」を「農業者で次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。)である農業法人
- (2) 農業参入法人(5年以内に前号の認定を受ける計画を有し、かつ、経営開始後決算を 2 期終えていない農業法人をいう。)

第 2 条の表を次のように改める。

資 金 の 種 類	利子補給率	利子補給期間
1 農業近代化資金(農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第 2 条第 3 項に規定する資金をいう。以下同じ。)	知事が別に定める率	資金の融資の日から 5 年以内
2 農業経営基盤強化資金(農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号。以下「公庫法」という。)別表第 2 第 1 号(1)に規定する資金をいう。以下同じ。)		
3 経営体育成強化資金(公庫法別表第 2 第 1 号(2)に規定する資金をいう。以下同じ。)		

第 3 条中「(当該各資金に係る承認額の合計額が 1 農業法人当たり5,000万円を超える場合は、5,000万円以下の部分に限る。)」を削る。

第 4 条中「農業経営基盤強化資金」の次に「又は経営体育成強化資金」を加える。

附則第 2 項中「平成21年 3 月31日」を「平成24年 3 月31日」に改める。

附 則

この告示は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

